

国旗の損壊等の処罰に関する法律の制定に反対する会長声明

1 2026年(令和8年)6月16日、自由民主党、日本維新の会、国民民主党及び参政党の4会派は、「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」(以下「本法案」という。)を衆議院に共同提出した。本法案は、6月30日の衆議院本会議において、すべての野党が欠席する中で可決され、参議院に送付された。本法案は、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊等する行為を処罰することを内容としている。

しかし、本法案は、憲法第21条が保障する表現の自由を侵害するおそれがあり、また、憲法第31条に基づく罪刑法定主義(明確性の原則)に抵触する可能性が高い。

当会は、本法案に対して深刻な懸念を表明し、これに反対する。

2 政治的な思想や意見を表明したり、時の権力を批判しようとしたりする者が、その手段として国旗を用いた表現行為を選択する場合は十分想定される。これに本罪が適用されて刑罰の対象になりうるとすれば、それはまさしく表現の自由そのものに対する侵害となり、民主政の基礎とも言える政治的な抗議活動が萎縮するおそれがある。

諸外国についてみると、アメリカでは、国旗の損壊を処罰することは、言論の自由を保護する憲法修正1条に違反するとの確立した判例がある。イギリス、カナダには、自国国旗の損壊を処罰する法律はない。ドイツでは、ナチス政権時代の国旗が第2次世界大戦後に廃止された。現在、刑法に国旗の損壊等を処罰する規定があるが、その保護法益は国の存立と憲法秩序とされており、民主主義を象徴的に守ろうとするための規定である。このほか、イタリア、フランス、スペインなどに類似の規定があるが、訴追されても無罪となった例が少なくない。

ひるがえって、日本では、日の丸が、アジア・太平洋戦争の最中にも日本国国旗として使用され、国家主義高揚の手段の一つとして使われていたという歴史的経緯がある。このため、国旗の損壊等が政治的な抗議行動における表現方法の一つとして行われることもあるのであるから、これを処罰することは、特定の政治的表現を処罰することになりかねない。

また、国旗の損壊等は、アニメーション、映画、漫画、舞台芸術など、多様な文化・芸術表現の中でも描写され得る。本法案は、これらの表現活動に対しても萎縮的效果を及ぼし、表現の自由を広範に侵害するおそれがある。

3 刑罰法規は、国民が自らの行為が処罰対象となるか否かを予測できる程度

に明確でなければならない。とりわけ、表現行為に刑罰を科す場合には、より高度の明確性が要求される。

しかし、本法案は「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」という主観的かつ不明確な基準を用いており、どのような行為が処罰対象となるのかを合理的に予測することは困難である。

日の丸は、芸術作品、広告、スポーツ応援、ファッションなど、極めて多様な場面で使用されている。切り貼り、変形、着色、デザイン化などの表現行為が、どのような場合に処罰の対象となるのかは明確でなく、恣意的な運用を招く危険が高い。

このような不明確な刑罰法規は、憲法第31条の罪刑法定主義に反するおそれ大きい。

- 4 以上のとおり、本法案は、表現の自由を侵害するおそれがあり、また、刑罰法規に不可欠な明確性の原則を欠き、罪刑法定主義に抵触し得るという重大な問題があることから、当会は、本法案に深刻な懸念を表明し、これに反対するものである。

2026年(令和8年)7月1日
青森県弁護士会
会長 森 雄 亮